

議案第 3 5 号

おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例（平成 2 4 年おいらせ町
条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

東日本大震災復興交付金事業が 5 年延長されたことに伴い、附則で定
めている条例の失効日を 5 年延長するため提案するものである。

おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例（平成24年おいらせ町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。